

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時、A 市で兄夫婦と同居し、兄嫁に頼んで国民年金の加入
手続をした。兄嫁に現金を預けて国民年金保険料を納付してもらって
おり、国民年金手帳を見たことや、集金人が来ていたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 36 年当時から兄夫婦と同居し、義姉に頼んで国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間直前の同年 4 月から 37 年 10 月までの期間については、保険料が納付されていることから、同じ結婚前の期間である申立期間の保険料も納付されたものと考えても不自然ではない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）は複数あるところ、先に作成されたとみられるものでは昭和 36 年度の保険料は納付済みとなっているが、後で作成されたとみられるものでは同年度の保険料が未納と記録されているなど、記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和36年5月から39年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時は、兄が経営していた会社で勤務しており、給与から200円ずつ国民年金保険料を差し引かれていた。国民年金手帳は兄と義姉が保管していたので見ていないが、義姉が給与から保険料を差し引いていた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月に払い出されていることから、払出しの時点では申立期間は時効の到来により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に対し国民年金の加入の勧奨を行い、申立人の保険料を納付していたとする兄夫婦は、申立期間当時国民年金に加入していない上、兄夫婦は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況については不明である。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和50年5月21日と記載されており、社会保険庁の被保険者台帳に記録されている資格取得日と一致する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から54年7月まで
昭和50年10月1日に会社を辞め、自分で事業所を開業したが、すぐには有限会社にできなかった。社会保険に加入できず、子供も小さく病気が心配であったため、国民健康保険と国民年金に加入し、国民年金保険料は妻の分も一緒に納付していた。
しかし、申立期間について、社会保険庁の記録では未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月ごろ、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料は申立人の妻の分も一緒に納付したと主張しているが、加入手続についての記憶が曖昧であるほか、申立期間が46か月と長期間であり、何度も納付の機会があったにもかかわらず、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和42年6月24日にA町（現在は、B市）で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年7月1日に被保険者資格を喪失し、同日から50年10月2日まで厚生年金保険に加入していたところ、C社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間から第3回特例納付の期間（53年7月から55年6月まで）を含む55年9月30日までの間に、申立人が当時居住していたD町（現在は、B市）において、申立人に対して新たな手帳記号番号が払い出された記録が無いことから、申立期間は国民年金に未加入であったと推認される。

さらに、申立人が主張するように、昭和50年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったとすれば、同年4月から国民年金に任意加入していた申立

人の妻は強制加入へ種別変更されるべきところ、資格を喪失する 54 年 8 月 1 日まで任意加入のままとなっている。

加えて、申立人及び申立人の妻は、昭和 54 年 8 月 1 日から申立人が経営する事業所において厚生年金保険に加入しているところ、申立人が主張するように、申立期間について国民年金に加入し、妻の分を含めて国民年金保険料を納付していた場合、同年 8 月 1 日に夫婦そろって国民年金の資格を喪失したことになるが、当時居住していた D 町において、妻の国民年金被保険者名簿は保存されているものの、申立人の名簿は保存されていない。

なお、申立人は、被保険者名が欠損（焼失）した昭和 51 年度第 4 期の国民年金保険料納入通知書兼領収書 1 枚を所持しているが、その保険料額は付加保険料を含んだものであり、申立人の妻が付加保険料を納付していたことから、申立人の領収書であるとまでは推認できない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、A 法人の設立発起人の一人として昭和 41 年に同法人を設立し、43 年 3 月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は 41 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までとなっている。

申立期間中は、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 3 月 19 日に設立認可された A 法人の設立発起人であり、かつ、設立当初の理事であったことが確認できることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月 1 日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 法人には、人事記録等が保管されていない上、申立期間当時に、当該事業所で厚生年金保険に加入している従業員 4 名に照会したところ、1 名は申立人を記憶しておらず、他の 3 名は申立人を覚えているものの、勤務期間については記憶していないことから、申立人が申立期間に勤務していた事実は確認できなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の加入期間になっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月3日から23年9月11日まで

私は、申立期間の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社について加入の記録が確認できないとの回答をもらった。

給与から厚生年金保険料を控除されていたことについては、年月があまりにも経ち過ぎ、かつ高齢のため記憶が定かでないが、所持している退職手当の領収書に記載されているとおり、入社から退職するまで途中で辞めたことが無いので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和17年6月1日に被保険者の資格を取得、22年5月3日に資格を喪失、23年9月12日に資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人は、B国で入隊し、C国D地域付近で抑留されていた期間があるとしているところ、E県が保管している兵籍簿によると、昭和19年4月30日にF隊長の指揮下に配属され、23年8月18日に帰還（帰国）している記録となっていることから、申立期間については国内に不在であったことが確認できる。

さらに、旧厚生年金保険法（昭和19年2月法律第21号）及び旧厚生年金保険法施行令（昭和19年5月勅令第363号）により、昭和19年10月1日から22年5月2日までは、応召された期間の保険料については免除するとされていたところ、上記被保険者名簿の73名の記録によると、申立人と同じく応召日の記録があり除隊日が判明していない7名のうち、1

名は当該免除期間以前に資格を喪失し、1名は加入期間の空白が無いが、5名は同月3日に資格を喪失していることから、当該事業所では、除隊日が判明しなかった従業員については、当該免除期間終了後に資格を喪失する手続を行った可能性がうかがえる。

加えて、申立てに係る事業所の事業を継承したG社は、平成2年に解散して資料が無いため、申立てについて事実を確認することができない。

このほか、同僚の記憶も定かでないため、申立てについて事実を確認できる証言等を得ることができないほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月8日から22年6月30日まで
② 昭和28年9月20日から30年1月9日まで

私は、昭和20年12月8日から22年6月30日までA事業所で勤務し、28年9月20日から30年1月9日まではB社（現在は、C社）のD寮で、掃除や配膳等の仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持している写真及び当時の勤務実態に関する申立人の記憶から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立てに係る事業所と推認されるE社F事業所は、昭和19年9月1日から厚生年金保険の適用事業所になっているが、当時経理の補助をしていた元同僚は、「事務以外の女性は、昭和23年1月1日以降に厚生年金保険に加入させられた。」と証言している。

また、昭和23年1月1日に46名の女性が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、うち回答を得ることができた4名は、いずれも事務以外の仕事であり、資格を取得する1、2年前から勤務していたと証言している。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和22年12月までに資格を取得している女性

は2名確認ができるが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、上記経理の補助をしていた元同僚は、上記2名のうち1名は庶務の仕事をしていたが、残る1名については記憶に無いと証言している。

申立期間②については、社会保険庁の記録により、申立てに係る事業所名及び類似の名称の事業所について調査したが、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、C社G支社では、「当時のD寮の建物はB社のものであり、昭和40年6月1日から寮の賄いをH社に委託をしているが、委託をする前の賄いについては、個人が請け負っていたのではないかと思われる。」と回答している上、当時請け負っていた個人も既に死亡していることから、申立てに係る事実について確認できない。

さらに、当該事業所で一緒に勤務したとする申立人の母の厚生年金保険の加入記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。